

「第2回ロシア水域における適正操業に関する検討チーム会合」
議事概要

日 時：平成23年3月4日（金）14：00～15：50

場 所：農林水産省第2特別会議室

出席者：

（水産庁）宮原次長（座長）、江口資源管理部長、内海管理課長、花房遠洋課長、長谷沿岸沖合課長、山本国際課長、森企画課長、佐藤北海道漁業調整事務所長、佐々木仙台漁業調整事務所長

（北海道）山崎水産局長

（外部アドバイザー）廣吉委員、飯野委員、中村委員

議 題：（1）ロシア水域における操業状況に関する調査の結果について
（2）適正操業を確保するための措置について

調査結果の説明の後、今後どのような対策をとる必要があるかについても議論がなされた。その際、外部アドバイザーの方々から以下の発言があった。

- ① 現在、操業日誌等の保存が義務付けられておらず、調査の際に関係書類を手に入れることが困難であったことから、今後、ロシア水域で操業する場合には操業日誌等の保存を義務化する必要があるのではないか。
- ② ロシア水域での操業のため、一義的には、ロシア側が漁獲量管理を徹底する必要がある。その上で、既にロシア側がチェックポイント、各船に乗船するオブザーバー及び指揮船等、漁獲量をチェックする仕組みをもっており、それらの情報について、日本側としてもロシア側と情報を交換する等、お互いに協力することが重要なのではないか。
- ③ 水揚げ検査については、人員とコストがかかるものであり、費用対効果を考える必要があるのではないか。例えば、いか釣り漁業については、ロシアの漁獲割当量の2割程度しか漁獲しておらず、量的違反をする動機が伺えない。このため、それぞれの漁業の状況に応じて、検査体制を考えてはどうか。

議 題：（3）次回の会合について

次回会合では、市場調査の結果についても報告し、この結果も踏まえて、今後、具体的に何をすべきか議論することとなった。次回は公開により3月半ば（15日）頃開催すべく調整していくこととなった。